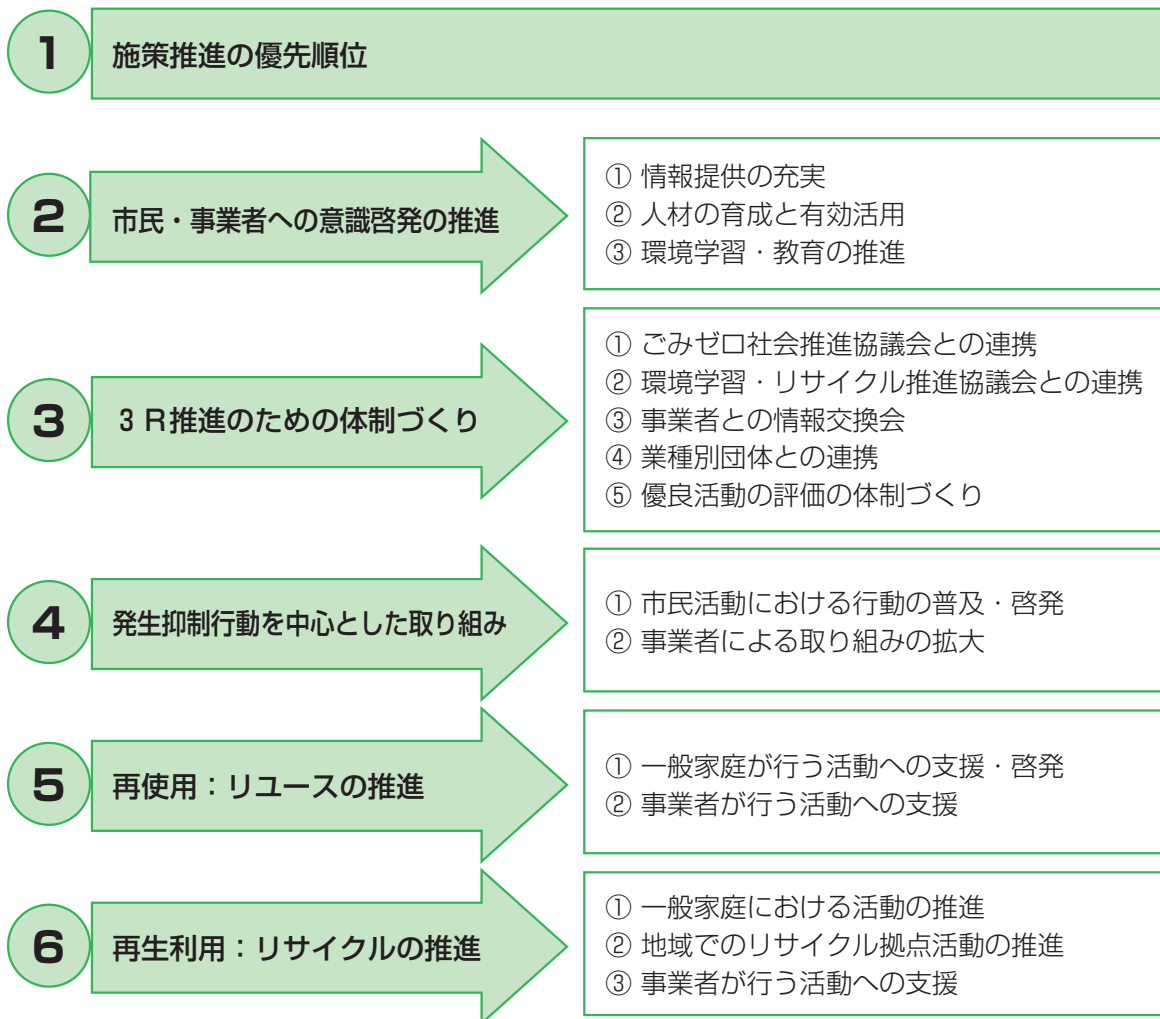


### 3. ごみゼロ社会実現に向けての取り組みの展開

#### －発生抑制に重点を置いた3Rの推進－

限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減させるためには、ごみとなるものの発生とごみそのものの排出は最大限抑制されることが重要です。そこで、第一に発生抑制対策に重点を置いて施策の実現に取り組み、そのうえで更に再使用、再生利用の対象を拡大するという3R施策を推進していきます。

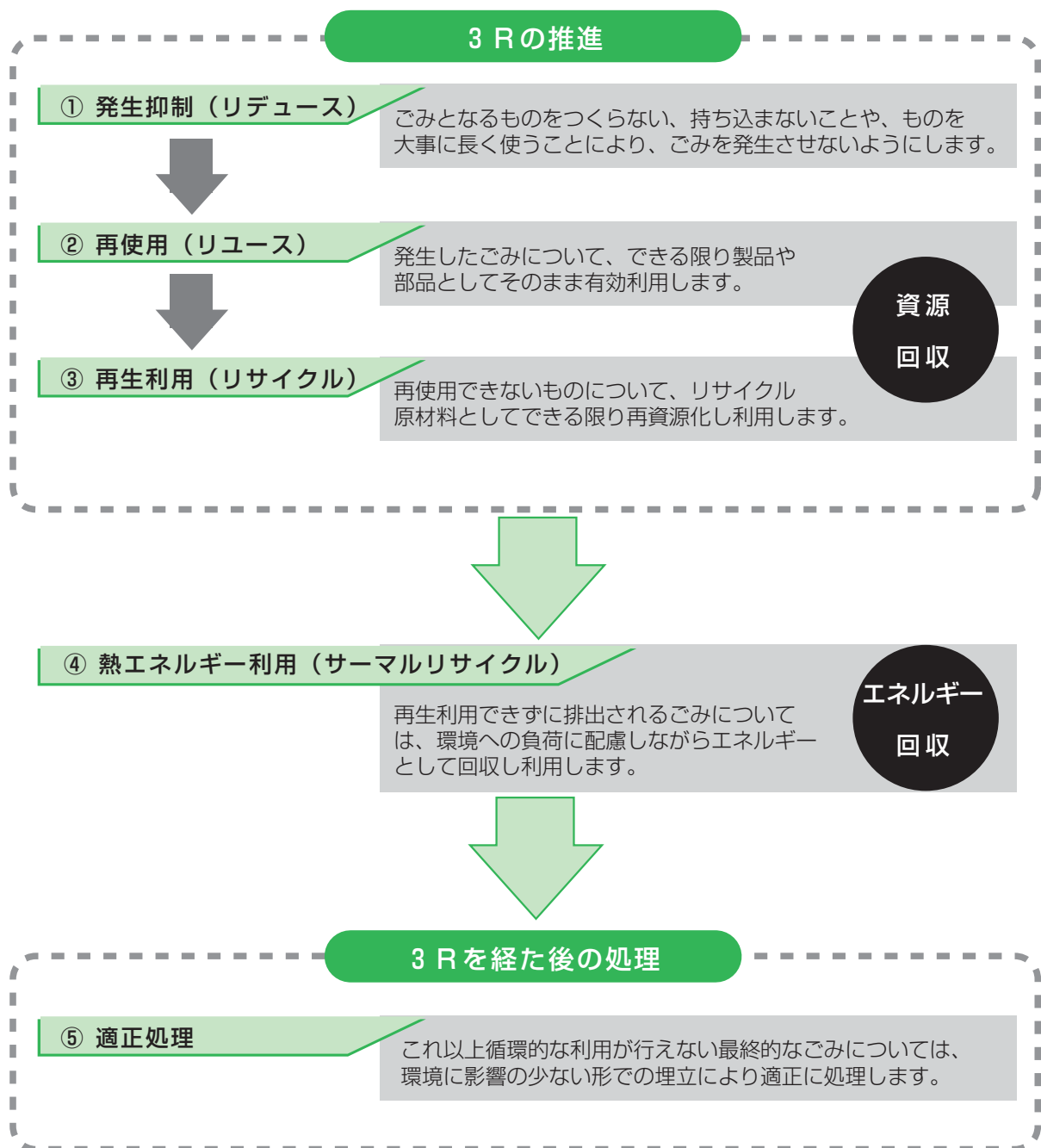
#### ごみゼロ社会実現に向けての取り組みの展開



(1) 施策推進の優先順位

3 Rのなかでも、「ごみを発生させない」ことが最も重要です。発生抑制に重点を置いて取り組み、そのうえで発生するごみについて、再使用や再生利用による資源化に取り組んでいきます。このように、今日の消費社会のあり方を転換し、一つのものを長く使っていくという3 Rの推進が必要となっています。

第4章



## (2) 市民・事業者への意識啓発の推進

これまでの、「ごみと資源をきちんと分別することがごみ減量につながる」という発想から、「ごみを発生させない」という発生抑制へと発想を転換し、行動に移していかなければなりません。

このため、日々の生活の中で、市民のごみとなるものを家庭に持ち込まない行動や使い捨て商品の使用の自粛など、これまでのライフスタイルの見直しに有効な啓発を推進していく必要があります。また、事業者においては、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛など、製造や流通販売の段階での環境配慮を行っていくことが必要であり、このための啓発も重要となります。

### ① 情報提供の充実

3Rに関するしくみや意義などについて、国と都の施策の動向や事業者の活動状況などの情報を収集し、八王子市の施策の方向を含めてわかりやすく市民に提供することで、意識啓発を進めていきます。

また、事業者が行っている発生抑制に重点を置く3Rへの取り組み活動の情報を収集して、優良なものや先駆的な事例を広く市民に発信するしくみをつくり、活動の輪を広げていきます。

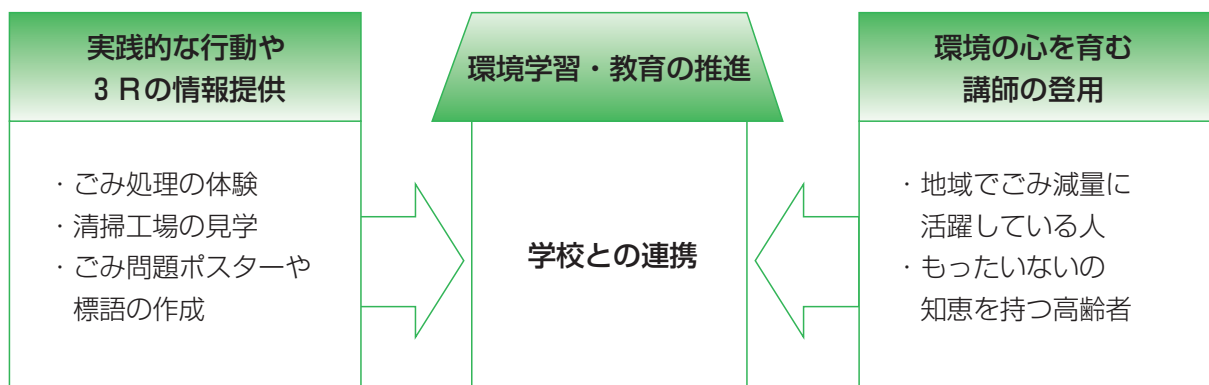
### ② 人材の育成と有効活用

3Rの効果やごみ問題などについての専門知識を有する人材を育成するための講座・講習の機会を拡充して、その人材を地域住民が主体的に開催する講座や事業者の社員研修の場へ派遣する制度づくりを推進します。

### ③ 環境学習・教育の推進

ごみ収集の体験、清掃工場の見学、ごみ問題ポスターや標語の作成など実践的な行動や3Rの情報が環境教育に有機的に取り入れられる体制を小・中学校や高校・大学と連携してつくっていきます。

また、地域でごみ減量活動に活躍している人や「もったいない」の知恵を持つ高齢者を講師として登用し、あらゆる世代の人たちに環境の心を育む環境教育を推進します。

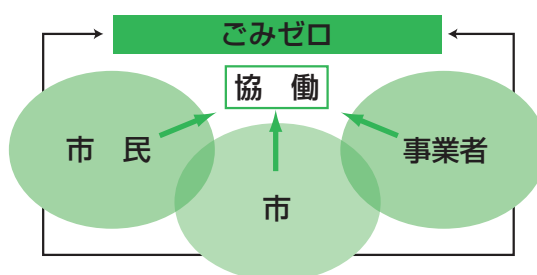


### (3) 3R推進のための体制づくり

発生抑制を重点とした3Rを推進するためには、市民・事業者・市が各々の役割を認識し、その特性を発揮して積極的に取り組まなければなりません。三者の特性が十分に発揮できる体制、また三者が有機的に協働できる体制づくりを推進します。

#### ① ごみゼロ社会推進協議会との連携

ごみ処理基本計画に基づく施策を着実に実施するためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場・役割から協議・検討し、目標や課題の共有化を図りながら主体的に実践していく必要があります。そのため「ごみゼロ社会推進協議会」と連携し、三者の協働により円滑で有効な施策の実施をめざします。



#### ② 環境学習・リサイクル推進協議会との連携

市民が自発的に環境学習やごみ減量活動などを行なうためには、それらの行動を支援する環境づくりとわかりやすい情報を提供する場が必要です。地域住民に対する啓発活動や3R活動の定着と推進を図る役割を担う環境学習・リサイクル推進協議会と連携をとり、地域における市民の自発的な活動を支援していきます。

#### ③ 事業者との情報交換会

事業者が行う発生抑制をはじめとする3R推進のための活動に市民・市の声を反映させるために三者がそれぞれ意見を出し合い、情報を交換するための場と機会を拡大します。

#### ④ 業種別団体との連携

製造・流通段階から発生するごみは、現在、業種それぞれの取り組みのなかで処理されています。そのため、3R推進のためには業種別の取り組みを推進していくとともに、異業種間の連携を促進していくことにより、新たな展開を図っていく必要があります。

市はこのような団体間・異業種間の意見交換ができる場を設定していくとともに、新たなリサイクルルートの創出をめざしていきます。

#### ⑤ 優良活動の評価の体制づくり

発生抑制、再使用、再生利用について、先導的かつ優良な取り組みを進めている市民や事業者の活動を客観的に評価する体制を整備します。

(4) 発生抑制行動を中心とした取り組み –ごみゼロ活動の普及・拡大–

市民・事業者・市が協働してごみとなるものを発生させない行動に重点的に取り組み、「ごみゼロ社会」の実現をめざしていきます。

① 市民活動における行動の普及・啓発

ア マイバッグ持参運動の推進

- ・ごみを減量するにはまず、ごみになるものを家庭に持ち込まないことが大切です。市民1人あたり年間300枚使用しているといわれているレジ袋を削減するため「マイバッグの日」を設け、全市民が参加してマイバッグを使用する取り組みを通じて、市民の意識啓発と発生抑制を進めていきます。
- ・マイバッグの作成にあたってはモニター制度などを通じて市民の意見反映に努め、使いやすく親しみの持てるものとなるように、デザイン、素材、形態の工夫・改善を重ね、その普及を図っていきます。

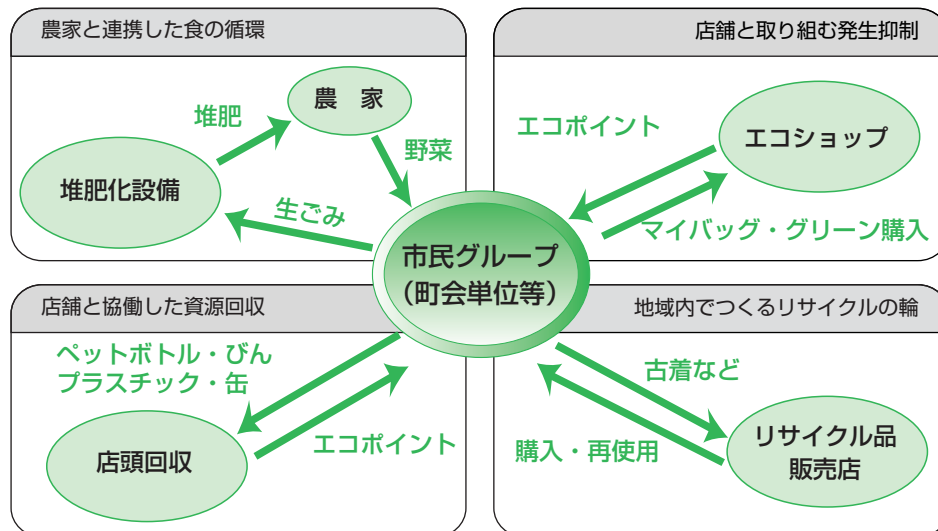
イ 住民活動への支援

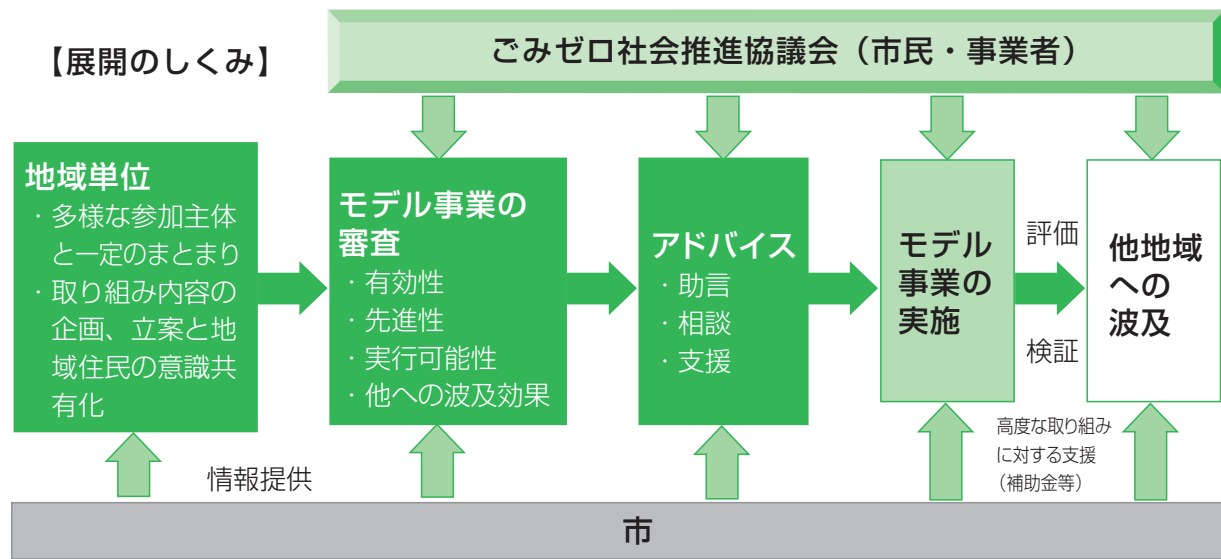
ごみ減量、資源化推進に積極的に努めている地域や団体、また、これらの活動に貢献している個人の取り組み状況についての情報の収集を行い、その活動に功績がある場合にはこれを表彰し広く市民に紹介することでその活動を支援します。

ウ ごみゼロ推進モデル事業の展開

「ごみゼロ社会」の実現に向けて、一定の地域において3R対策やごみの減量・資源化への取り組みを市民、事業者が協働して総合的に実践するという先進的な事業として「ごみゼロ推進モデル事業」を展開し、その成果を検証して対象地域と事業の拡大をめざしていきます。

【モデル事業イメージ図】





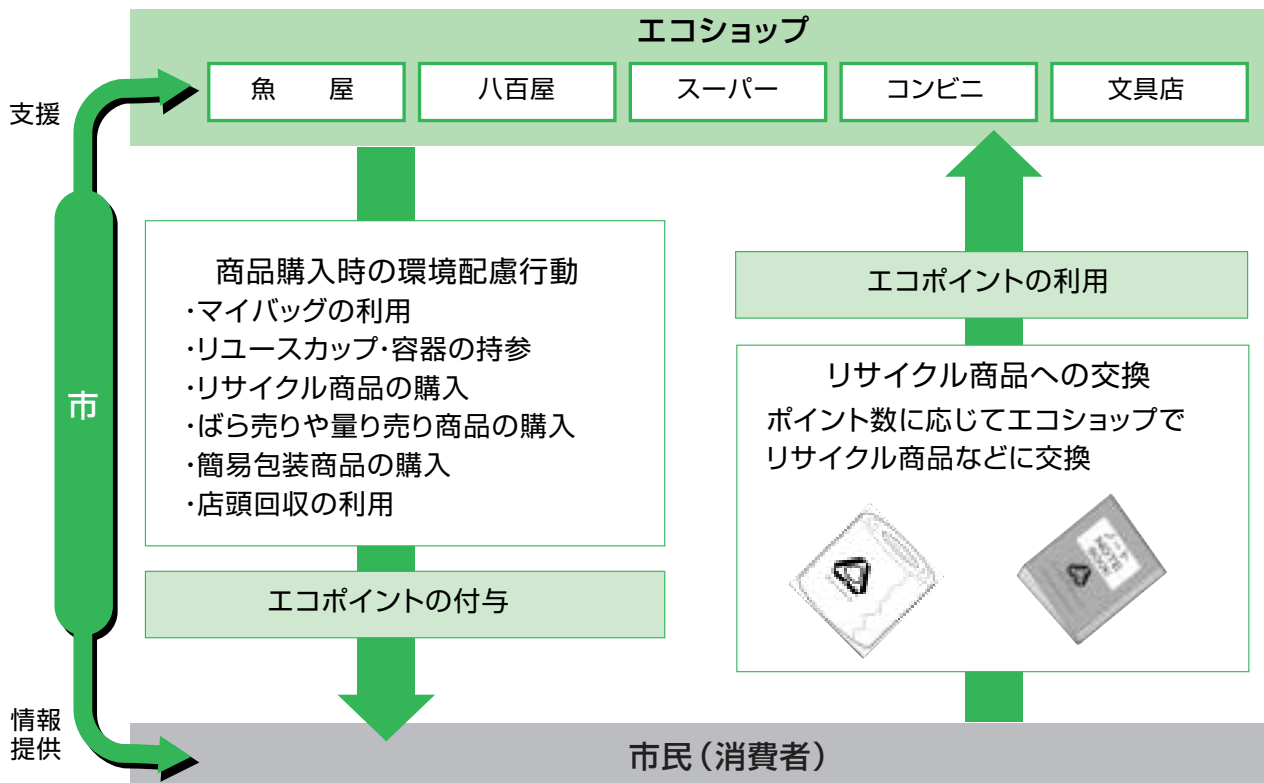
② 事業者による取り組みの拡大

ア 市民と事業者がともに取り組むエコポイント制度

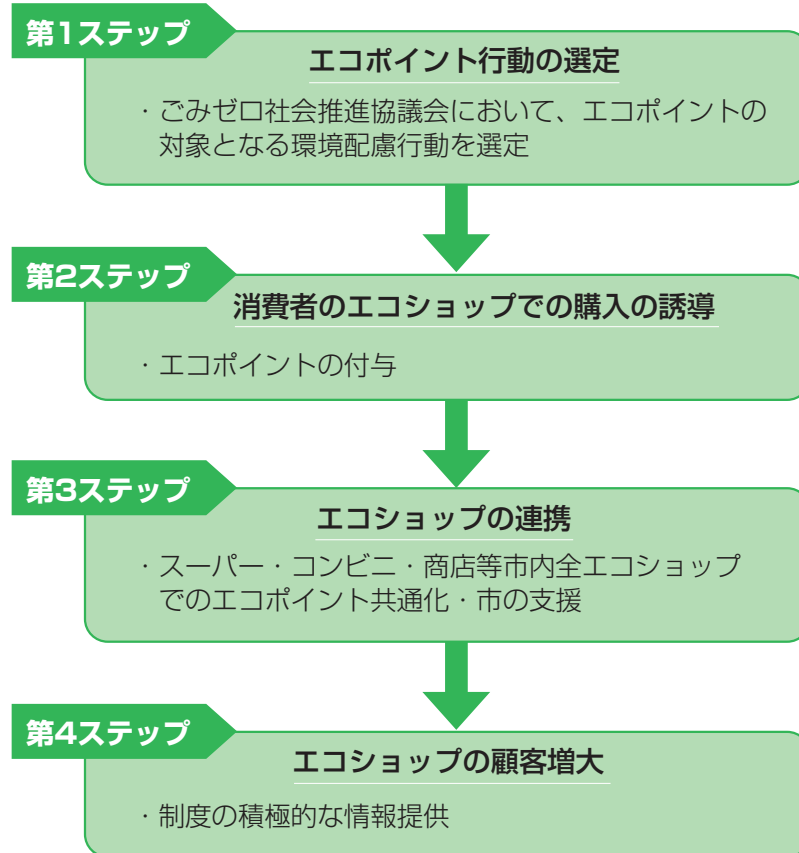
エコショップにおいて各店共通のエコポイントを創設し、グリーン商品、バラ売り商品を購入した際やマイバッグを持参したときなどにポイントを付与し、一定ポイントが貯まれば、エコショップの各店でグリーン商品などに交換できるシステムの導入について検討し、順次実施します。

将来的にはエコポイント制度が市民の環境配慮行動全般を対象とすることを視野に入れて推進していきます。

【イメージ図】



## 【取り組みの流れ】

イ 環境マネジメントシステム<sup>\*39</sup>の普及拡大

ごみの発生抑制・減量・資源化など環境に配慮した自主的な取り組みを推進する事業者が、エコアクション21 やISO14001<sup>\*40</sup>等の環境マネジメントシステムの認証を取得しようとする場合の支援を充実し、その普及拡大を図っていきます。

## ウ 優良活動の推進

- ・事業活動を実践する中でごみの発生抑制等にご貢献している事業者とその取り組みが他の事業者に波及するように、その活動内容をホームページ・広報等で広く紹介します。
- ・環境と経済が好循環する地域社会をめざし優良な活動を行っている事業者が、市民からの評価を受けることによって経営が活性化し、更にその事業活動が優良なものへとつながっていく環境づくりを進めます。

\*39 : P78, \*40 : P76

## (5) 再使用：リユースの推進

リユースとは、使用済みの製品をその形状のまま再使用することで、ごみの発生抑制に次いで取り組むべき対策と位置付けます。物を大切に扱い、故障しても修理して使用することがリユースの観点から重要です。

使用済製品の再使用は、一般的に廃棄物の排出量の抑制に寄与するとともに、製品の原材料の採取、製造等に伴う環境への負荷を生じさせません。こうした使用済製品の再使用は中古品の販売等のほか、リターンブル容器<sup>\*41</sup>などで実施されています。

### ① 一般家庭が行う活動への支援・啓発



#### ア 不用品交換やフリーマーケットの開催情報等の提供

あったかホール<sup>\*42</sup>で行う事業のほか、市民団体等が行うフリーマーケットの情報を収集・提供して、市民の使用済製品の再使用を促進していきます。

また、粗大再生売払い協力店（市内のリサイクルショップ）の情報を市民に提供することにより、粗大ごみとして排出されるものの減量化・再使用を図ります。

#### イ レンタル品等の活用

「もったいない」を合言葉に、一時的に使用するものについては、製品の新規購入を控え、レンタル・リース等の活用を呼びかける啓発を進めていきます。

#### ウ リユース容器の利用

紙コップ等の使い捨て容器からリターンブルびん等のリユース容器の利用が普及・拡大するように、市民の啓発活動を推進するほか、機会を捉えて国や都に要望していきます。

### ② 事業者が行う活動への支援

#### ア リユース容器による商品販売の拡大

商品販売にリユース容器を活用する店舗の拡大を図るため、事業者への協力依頼を行うとともに、市民への店舗情報の提供を行っていきます。

#### イ 優良事業者評価制度の構築

事業所内において使い捨てとなる紙コップの使用を取り止め、繰り返し使用するマイカップの使用を働きかけるなど、ごみ減量や資源化に優れた取り組みを行っている事業者の評価制度を構築する中で、表彰や市広報での紹介等を行い、市民のリユース容器の活用推進につながる啓発を進めていきます。

<sup>\*41</sup>：P82, <sup>\*42</sup>：P76

## (6) 再生利用：リサイクルの推進

リサイクルとは、新聞紙や牛乳パックなどの古紙から再生紙をつくったり、生ごみから堆肥をつくるなど、資源や廃棄物を再利用・再資源化することで、もう一度資源として有効に利用することをいいます。

消費者は、ごみを分別して出し、リサイクルされた商品を積極的に購入することが重要です。また、事業者は使用済みの製品を積極的に回収したり、製造過程で発生した副産物を回収して、原材料として再利用を図ることが必要です。

### ① 一般家庭における活動の推進



#### ア ごみの分別の促進

一般家庭に対し、更なるごみと資源の分別を促進するよう呼びかけていくとともに、資源物として回収に出しやすい環境の整備を推進していきます。

#### イ リサイクル品の購入促進

リサイクル商品や取り扱い店舗の情報提供を行うことで、リサイクル品の購入促進を図っていきます。

### ② 地域でのリサイクル拠点活動の推進



#### ア 資源集団回収制度の活用

地域におけるリサイクル活動に対する支援を充実し、その推進を図るため、資源集団回収制度の更なる周知と回収品目の見直しを行い、制度利用者の拡大と資源化の推進を図っていきます。

### ③ 事業者が行う活動への支援



#### ア リサイクルできる物品の徹底回収

市では資源として処理できない物品であっても、事業者においてリサイクル可能なものなどについては、その情報を市民に提供することによって、資源化の推進を図っていきます。

#### イ 優良事業者評価制度の構築

リユースでの取り組みと同様に、リサイクルにおいても優れた取り組みを行っている事業者の情報を市民に提供していきます。